

第3回目は、前回に引き続き、**給付と負担**（支出と収入）の解説を進めていきます。

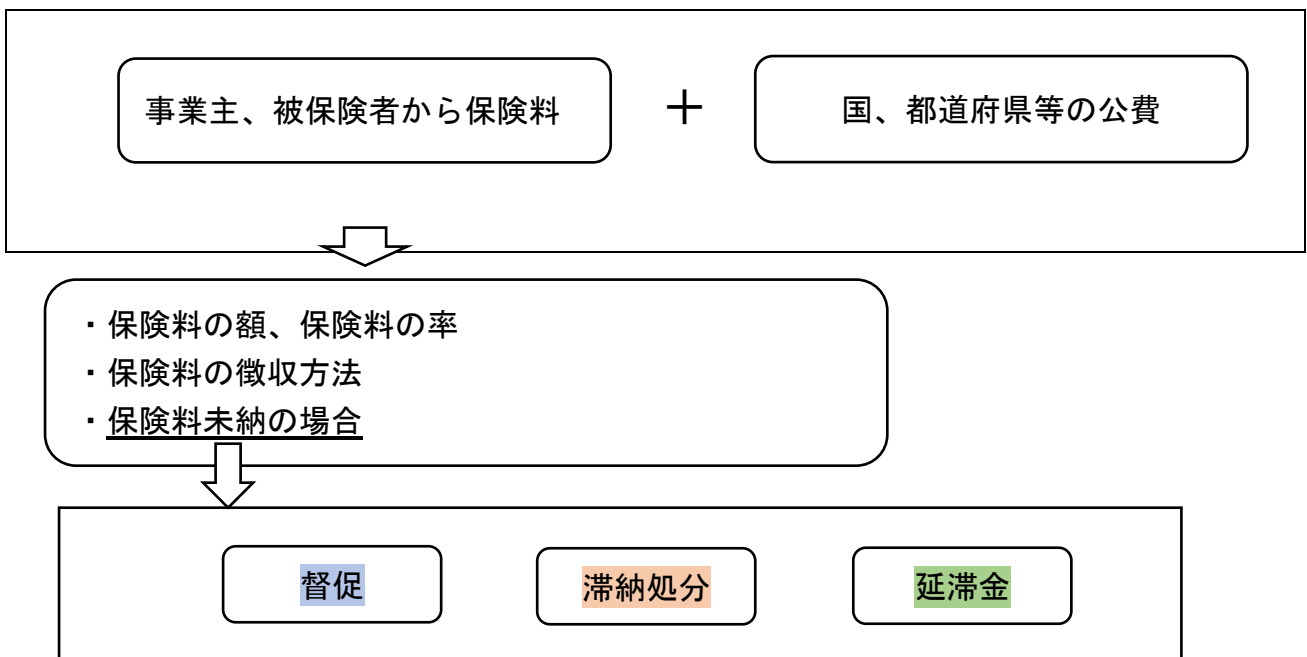
前回までのおさらいですが、保険の制度は、「将来起こることが予想されるリスク（事故）に対して、一定の保険料を負担することにより、リスク（事故）に対して現金や現物での給付が受けられる制度」ということになります。

第3回目は、負担（収入）を確認していきます。

<u>給付（支出）</u>	<u>負担（収入）</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 労災保険…療養補償給付、休業補償給付、傷病補償年金 等々… ・ 雇用保険法…求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付 等々… ・ 健康保険法…療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、等々… ・ 年金…老齢、障害、遺族に対する給付 ・ 介護保険法…介護給付、予防給付、市町村特別給付 その他各法律による給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料率 ・ 保険料の徴収 ・ 延滞金 ・ 督促、滞納処分 ・ 国庫 ・ 拠出金 ・ 積立金 ・ <u>追徴金（労働保険関係）</u> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 徴収法のみの規定 （ペナルティーの意味合い） </div>



負担の内容を大きく2つに分けていき、保険料未納の場合の内容をさらに横断で確認していきます。



▼保険料未納の場合を徴収法を参考に解説していきます。（労働保険徴収法、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法ほぼ共通です。）

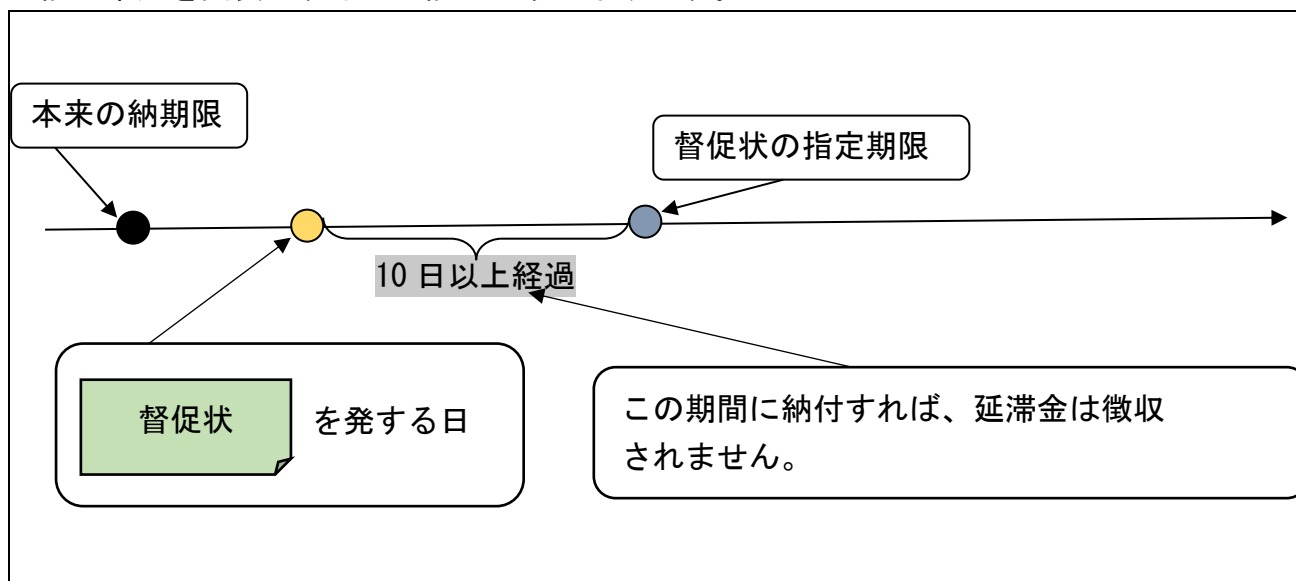
文書による交付です。

まずは、督促から順番に解説していきます。

【条文】法 27 条（督促）

- ① 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。
- ② ①の規定によって督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して 10 日以上経過した日でなければならない。
- ③ ①の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によって、これを処分する

上記の条文を図表にすると下記ようになります。



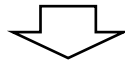
例えば、10月の健康保険、厚生年金の保険料は、翌月末日、つまり11月30日（本来の納期限）ということになります。

試験対策としては、

【問題】（誤り）

督促状による指定期限は、本来の納期限から起算して10日以上経過した日でなければならない。

という問題は誤りになります。



正しくは、

【問題】（正解）

督促状による指定期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日でなければならない。

督促状による指定期限は、「10日以上経過した日」を期限にしています。

督促してから間がない指定期限だと納付できない可能性もあるので、多少余裕を持って、10日以上は日数を開けるようにしています。

督促状に記載している指定期限までに完納すれば、延滞金は徴収されません。

ここも重要です。

行政としては、督促状に記載された指定期限までに納付すれば、延滞金（意味合いは、遅延利息です。）は不要にしてくれます。

▼次の段階になりますが、督促状が送付されてきて、指定期限までに支払いをしなければ、滞納処分ということになります。

実務的な話になりますが、仮に督促状の指定期限までに保険料を支払わなかったら、すぐに差し押さえ等の滞納処分ということではありません。

通常、差し押さえ予告書の表題で来庁依頼（命令）の手紙が届きます。

労働基準監督署や年金事務所に出向き、決算書等により会社の状況のヒヤリングを受け未納の保険料を分割納付で支払うことになります。

もし、来庁の指定日に出向かなかつたり、分割納付の保険料を滞納し続けると、滞納処分ということになります。

▼次に、延滞金についてです。

延滞金は、先ほども出てきましたが、遅延利息に類するものです。

遅延利息を取らないと、期限通りに納付した事業主に申し訳が立ちません。

延滞金に関しては、延滞金の計算、つまり「延滞の率」と「期間」がポイントになります。

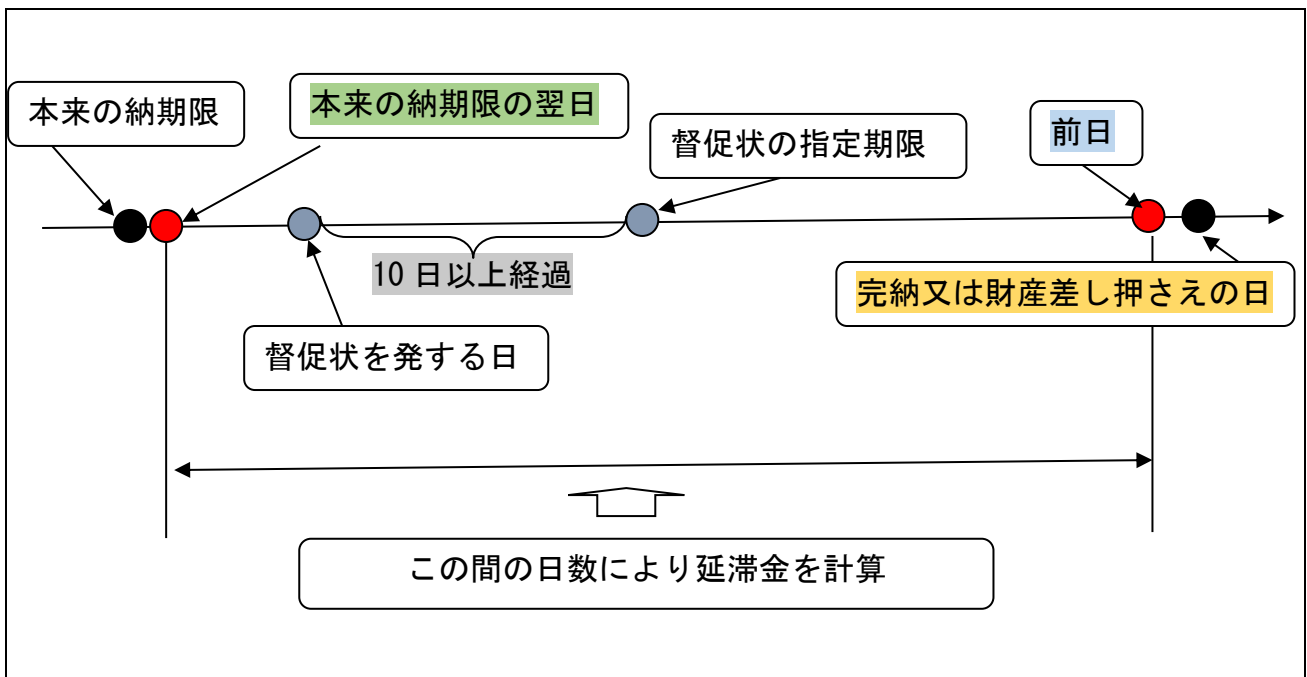
期間に関しては、頻出箇所なので、しっかり押さえる必要があります。

本来の納期限の翌日から完納又は財産差し押えの前日までの期間

「納期限の翌日」とも称します。「指定期限の翌日」とくれば誤りです。

督促状での指定日

図表で確認していきます。



本試験では、

- ・「本来の納期限から～」
- ・「督促状の指定期限の翌日から～」
- ・「労働保険料の完納又は財産差し押えの日まで」等々で問題を作成してきます。

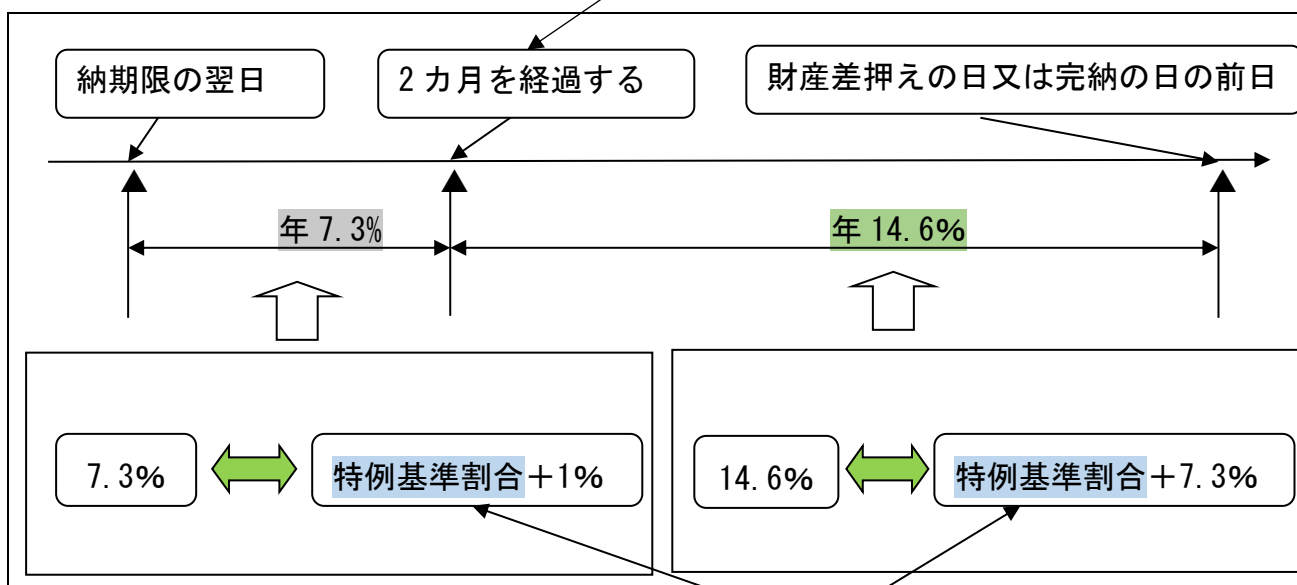
「〇〇の翌日から××の前日までの期間」をしっかりと押さえてください。

▼次に、利率についてです。

延滞金に関しては、原則、年 14.6% です。

ただし、現在の低金利の時代に 14.6% はそぐわないので、下記のように負担を軽減する措置が取られています。

健康保険、国民年金、厚生年金は、2 カ月ではなく、3 カ月になります。



↔ 比較して低い方を採用

特例基準割合 ⇒ 1.8% (H28 年度)

年 1.8% (H28 年度 特例基準割合)

⇒現在の低金利の状況に合わせ、当分の間の措置として低い率を設定しています。

計算期間	延滞率
納期限の翌日から 2 カ月間	年 2.8% (特例基準割合 (1.8%) + 1%)
納期納期限の翌日以後	年 9.1% (特例基準割合 (1.8%) + 7.3%)

健康保険、国民年金、厚生年金は、2 カ月ではなく、3 カ月になります。

▼次に延滞金が徴収されないケースを確認していきます。

(ここでも徴収法をベースに解説しています。)

- ①労働保険料の額が1,000円未満のとき
- ②督促状に指定した期限までに保険料を完納したとき
- ③納付義務者の住所または居所が不明なため、公示送達の方法により督促したとき
- ④延滞金の額が100円未満のとき
- ⑤滞納処分、強制執行、破産手続き開始の決定、企業担保権の実行手続き、競売の開始が行われたとき
- ⑥納期を繰り上げて徴収するとき

裁判所の掲示板に掲示する等の方法

(横断…国民年金のみ徴収金額が500円未満、延滞金50円未満のときは、延滞金は徴収しません。)

▼まとめ

今回は、給付と負担の「負担」の部分で、さらに保険料の督促～滞納処分の流れを確認していきました。

基本的なところは、保険の制度を使う科目は共通です。

特に、初学者の方は、法律科目が変わるたびに、全く新たな項目として学習してしまいがちですが、共通部分ということ意識して学習すれば、効率よく進むことができます。

最後に過去問を確認していきます。

●健康保険法

【選択式 H27年】

□ 保険料その他健康保険法の規定による徴収金を滞納する者に督促した場合に保険者等が徴収する延滞金の割合については、同法附則第9条により当分の間、特例が設けられている。平成27年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年0.8%とされたため、平成27年における特例基準割合は年1.8%となった。このため、平成27年における延滞金の割合の特例は、[C]までの期間については年[D]%とされ、[C]の翌日以後については年[E]%とされた。

【解答】

- (C) 納期限の翌日から3カ月を経過する日
- (D) 2.8
- (E) 9.1

[問題] 健康保険法…H19年 8B

延滞金は、保険料額につき年率14.6%（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合で納期限の翌日から保険料完納又は財産を差し押さえた日までの日数により計算する。

(×) 納期限の翌日から保険料完納又は財産を差し押さえた日の前日までの日数により計算する。

[問題] 徴収法…H17年 雇用9D

労働保険料を納付しない事業主があるときは、政府は、督促状により督促状を発する日から起算して7日以上経過した日を期限と指定して督促しなければならない。

(×) 10日以上経過した日

[問題] 徴収法…H17年 雇用10C

労働保険料を滞納する事業主に対する所轄都道府県労働局歳入徴収官の督促は、納付義務者に督促状を送付することによって行われるが、督促状の法的効果として、

- ①指定期日までに督促にかかる労働保険料を完納しないときは滞納処分をなすべき旨を予告する効力を有し、滞納処分の前提要件となるものであること
 - ②時効中断の効力を有すること
 - ③延滞金徴収の前提要件となること
- が挙げられる。

(○)

[問題] 徴収法…H17年 雇用9D

労働保険料を納付しない事業主があるときは、政府は期限を指定して督促しなければならないが、督促状に記載された指定期限を過ぎた後に督促状が交付された場合であっても、交付の日から10日経過した日以後は、滞納処分を行うことができる。

(×) 督促は無効であり、滞納処分を行うことはできない。

第3回(完)